

# 23 セーフシティ まちの安全・安心

# 1 首都東京を守るテロ等対応力の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

- (1) テロ対策資機材の充実及び高度化を図ること。
- (2) 爆発物等テロの手段を封じ込める対策を強化すること。
- (3) テロ等重大事案への捜査能力の向上を図ること。
- (4) 諸外国への技術情報等の流出防止対策を強化すること。

## <現状・課題>

近年、我が国において、インターネットを通じて銃砲や爆発物の製造方法等に関する情報が容易に入手可能となるなか、社会に対する不満を抱く個人が、特定のテロ組織等と関わりを持たずにインターネット上の様々な言説等に触発されて違法行為を引き起こすおそれがある。

実際に、特定のテロ組織等と関わりのない過激化した個人、いわゆるローン・オフエンダーが、手製の銃砲や爆発物を使用して政府要人等に危害を加えた事案のほか、身近で入手可能な凶器を使用した事案等が発生しており、こうした事案は、事前の予測が困難であることから、犯行の未然防止対策に掛かる負担が増大している。

また、世界各地においても、爆発物や車両、刃物等を使用したテロが発生する中、I S I L等のイスラム過激派組織はインターネットを通じてテロの呼び掛けを継続しており、その過激思想に影響を受けた者によるテロ事件が欧米諸国で発生しているほか、ウクライナやイスラエル等をめぐる国際情勢も厳しさを増し、大使館を狙ったと思われる事案も発生している。

昨年12月には、豪州シドニー近郊のボンダイビーチにおいて50人以上が死傷する銃乱射事件が発生し、犯人らが使用した車両内から多数の爆発物のほか、I S I Lの旗が発見されている。

そしてI S I Lは、テロの標的として日本政府を名指しするとともに、今後も邦人をテロの標的とすることを示唆するなど、I S I L等の過激思想に影響を受けた者によるテロ事件が日本国内で発生する可能性は否定できない。

さらに、国際情勢が急速に厳しさを増し、地政学的緊張が高まる中、我が国の企業、研究機関等が保有する高度な技術情報等は、諸外国の情報収集活動の対象となっていることから、産学官連携による技術情報等の流出防止対策の推進及び流出事案に対する取締りの強化がこれまで以上に求められている。

このような情勢の中、我が国の政治・経済・社会の機能が集中し、国際テロ組織等にとって格好の攻撃対象となり得る重要施設や大規模集客施設、高度な技術情報等を保有する企業・研究機関等が多数所在する首都東京において、ドローン等の先端技術も活用しつつ、テロ対策及び技術情報等の流出防止対策を強化することは、国と都が連携して対処すべき喫緊の課題である。

<具体的要求内容>

- (1) テロの未然防止と事案発生時の事態対処に万全を期すため、テロ対策資機材の充実及び高度化を図ること。
- (2) 国内外研究機関による研究成果等について情報収集するとともに、広報啓発動画の制作や街頭ビジョン等の媒体を活用した情報発信等により、官民が連携したテロ対策を強化すること。
- (3) CBRN鑑識を実現する最新のNBC検知資機材、テロ等重要事案発生時の捜査能力の向上に資する捜査用装備資機材、高度先端技術（8K、5G、AI等）を取り入れた「次世代型採証システム」関連資機材及び高度映像解析システムの導入並びに捜査員の人材育成と能力向上のための必要な財源を確保すること。
- (4) 技術情報等の流出防止に向けて、従業員の危機意識を醸成するための企業・研究機関等への情報提供活動を推進するほか、流出事案の実態解明・取締りに向けた資機材（ビジネスデータベース、教養資料等）の充実強化及び捜査員の能力向上に向けた必要な財源を確保すること。

## 2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

- (1) サイバーテロ対策協議会を開催し、必要な情報を共有すること。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同訓練の実施による緊急対処能力の向上を図ること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の知見を活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員の能力向上や情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃対策に関する装備資機材の充実強化を図ること。

### <現状・課題>

近年、国内外において政府機関や重要インフラ事業者等に対するサイバー攻撃が発生しているところ、我が国の政治・経済・社会の機能が集中する首都東京でサイバーテロ等が発生した場合は、社会経済活動だけでなく、国の治安や安全保障にも重大な支障を来すおそれがある。

令和7年中は、政府機関、金融機関といった重要インフラ事業者等に対するDDoS攻撃とみられる被害や国家の関与が疑われるサイバー攻撃事案等が相次いで発生するなど、サイバー攻撃の脅威は極めて深刻な情勢が続いている。

また、「MirrorFace (ミラーフェイス)」と呼ばれるサイバー攻撃グループが、日本国内の組織、事業者及び個人に対するサイバー攻撃を行っており、警察庁等ではこれらの攻撃を、我が国の安全保障や先端技術に係る情報窃取を目的とした、中国の関与が疑われる組織的なサイバー攻撃であると評価し、令和7年1月、注意喚起を実施した。

このような情勢の中、①平素から官民が最新の情報を共有し防御力を高める、②官民が連携して事案対処能力を高め、被害の発生と拡大を防止する、③サイバー攻撃事案の捜査及び攻撃者・手口に係る実態解明を推進するといった総合的な取組を国と都が緊密に連携して強化することは、喫緊の課題である。

### <具体的要求内容>

- (1) 重要インフラ事業者等で構成されるサイバーテロ対策協議会を開催し、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行うこと。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同の訓練として、実機を用いた事案対処訓練等を実施(外部委託)し、緊急対処能力を高めること。

- (3) 情報セキュリティ事業者等の優れた知見をサイバー攻撃の事案対処に活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員に対し研修を実施して対処能力の向上を図るほか、海外のセキュリティ事業者等との連携による情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃の実態解明に必要な装備資機材の充実強化を図ること。

### 3 総合的な治安対策の充実・強化

#### 1 治安対策の充実・強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

- (1) 首都警察特別補助金を増額すること。
- (2) デジタル技術の活用を推進し警察情報システム基盤の充実を図ること。
- (3) 国際海空港等における水際対策の推進を図ること。
- (4) 警察活動における人的基盤の強化を行うこと。

#### <現状・課題>

令和7年中の都内における刑法犯認知件数は、9万9,349件と前年比で約5,000件増加し、令和4年以降の増加傾向に歯止めがかからず、特に特殊詐欺については、被害額約281億5,269万円と前年比で128億3,863万円増加し、過去最悪を記録した。

このような状況の下、令和8年1月に発表された「都民生活に関する世論調査」では、「都政への要望」として「治安対策」が前年比で10ポイント増加し、全体の46.8%を占め、前年の3位から1位に上昇しており、その原因としては、匿名・流動型犯罪グループが様々な犯罪に関与し、特殊詐欺等の被害が著しく拡大していることが、都民の体感治安に深刻な影響を及ぼしていると考えられる。

警視庁では、匿名・流動型犯罪グループの壊滅に向けた対策の司令塔として「匿名・流動型犯罪グループ対策本部」を新設し、治安対策上の重大な脅威に対処しているほか、サイバー空間の脅威に対する諸対策の推進など、複雑化する新たな治安課題に総合的に対応しており、その負担は増加する一方である。

その上、警視庁は、国会等の重要施設が集中する首都の治安維持、首相をはじめとする要人の警護を担う首都警察としての特殊性を有しており、近年ではこれらに対するテロを惹起するローン・オフエンダー等の新たな脅威への対応など、潜在的に他の道府県とは比較にならない膨大な警察事象を抱えている。加えて、近年、激甚化する自然災害では、警視庁管内・管外を問わず警察官を被災地に派遣し、救助活動や後方治安維持活動に従事するなど、日本警察の中核としての責務を担っている。

- (1) 現行の警察法施行令(昭和29年政令第151号)第3条第4項の定めでは、首都警察の任務遂行に関する特殊事情を勘案し、国が所要額の一部を補助することとなっており、超過勤務手当の補助として昭和44年度から昭和54年度までは10億円、昭和55年度から15億円が交付されているところであるが、近年、我が国に対するテロ攻撃の脅威の高まりや東京を取り巻く社会情勢の変化等により、首都警察としての業務負担が著しく増大しており、治安対策

を一層強化する必要があることから、首都警察の財政需要に見合った適正な負担の在り方を確保することが必要である。

- (2) 各種犯罪や交通事故の未然防止を図るため、各種防犯活動及びパトロール活動を行っているところ、これまでは、警察官個々の経験等に基づいて行っている状況にある。

より効果的に犯罪や交通事故を抑止していくためには、ビッグデータ・AIなどのデジタル技術を活用し、より高度な分析を行い、防犯活動等に効果的な場所、方法等を考えていく必要がある。また、交通管制や雑踏警備・災害警備等の各種警察活動においても、状況予測による対応策の決定や、それに基づく現場活動を迅速かつ効率的に支援する必要がある。

そこで、デジタル技術の活用をより一層推進するとともに、警察情報システム基盤の充実を図ることが必要である。

- (3) 近年、若年層による大麻の乱用拡大が深刻化し、盛り場を中心とした違法薬物の所持・施用事犯が後を絶たず、都内の薬物情勢は依然として厳しい状況である。

また、覚醒剤等の違法薬物密輸入形態は、国際郵便や貨物利用のほか、旅行者を装った携行・携帯・嚙下型など隠匿手口が巧妙化しており、密輸入事犯も増加傾向にある。

加えて、国内においてもコカイン等の麻薬事犯の増加により、更なる違法薬物の国内流入が懸念されるため、違法薬物密輸入事犯や違法薬物所持事犯等の取締りに資する装備資機材の充実強化を図る必要がある。

- (4) 警視庁には、令和7年度において、平成29年度以来8年ぶりに35人の地方警察官の増員が行われ、人的基盤の強化が図られているところではあるが、複雑かつ多岐にわたる警察活動を効果的に推進し、都民の命と生活を守り、「世界一安全な都市、東京」を実現するためには、更なる人的基盤の強化を実現する必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 現行の15億円から25億円に増額すること。
- (2) デジタル技術の活用を安定的に推進する取組の一環として、
- サーバ等リソースの増強
  - データ利活用に精通した人材育成
- 等の充実強化を図ること。
- (3) 違法薬物の流入による治安悪化を防ぐ対策の一環として、
- 携帯型薬物特定システム
  - 薬物予試験試薬
- 等の装備資機材の充実強化を図ること。
- (4) 「世界一安全な都市、東京」を実現するため、更なる人的基盤の強化を行うこと。

## 2 暴力団の対立抗争等への警戒、取締りの強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

暴力団の対立抗争等の警戒、取締り強化を推進するため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化を図ること。

### <現状・課題>

六代目山口組と神戸山口組等の対立抗争については、令和6年9月に、宮崎県で宅配便の配達員を装った被疑者が池田組傘下組織会長を拳銃で殺害する事件が発生し、六代目山口組傘下組織組員の男を逮捕しているほか、令和7年1月には、兵庫県で神戸山口組組長の居宅に対する放火事件が発生し、現場臨場した警察官が拳銃を所持した被疑者を公務執行妨害罪で逮捕するなど、予断を許さない状況が続いている。

対立抗争に起因するとみられる銃器を使用した襲撃事件等により、六代目山口組と神戸山口組を9府県の公安委員会が、六代目山口組と池田組を7府県の公安委員会が、さらに、六代目山口組と絆會きずなかいを8府県の公安委員会が、未だ対立抗争状態にあるとして「特定抗争指定暴力団等」に指定している。

こうした中、令和7年4月、六代目山口組が兵庫県警察本部に対し、抗争の終結を内容とする「誓約書」を提出したが、対立組織と協議等することなく、一方的に提出された可能性が否めず、対立組織や末端組員らの反発などが懸念される。

今後、対立抗争の都内波及やトラブル事案の激化により、都内に所在する暴力団事務所等がターゲットとなり、銃器を使用した事件が発生することも予想されることから、当庁では、各団体の事務所や関連箇所に対する視察、警戒を強化し動向を注視しているところである。

また、都内で最大規模の指定暴力団である住吉会の中核組織「幸平一家」は、その構成員等が匿名・流動型犯罪グループを利用して、治安上の課題となっている各種事犯に関与し、違法なビジネスモデルを構築するなど、社会に対する脅威となっていることから、令和8年1月に「住吉会幸平一家特別対策本部」を立上げ、さらに、同年4月から副総監指揮に体制を強化し、警視庁を挙げて取組を強力に推進しているところである。

これらを踏まえ、対立抗争の未然防止や発生時の早期対応、保護対策の徹底等を図り、都民・国民の安全確保に万全を期すため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化が必要である。

### <具体的要求内容>

暴力団の対立抗争事件等の警戒及び取締り、保護対象者の安全確保のため、対銃器装備資機材の充実強化を図ること。

### 3 大規模災害対策の推進【最重点】

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

- (1) 災害対策資機材の充実及び高度化を図ること。
- (2) 回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。
- (3) オフロードバイクの配備について検討すること。
- (4) 大規模災害等発生時における緊急通報（110番通報）の受理機能及び無線指令機能を確保すること。

#### <現状・課題>

- (1) 警視庁では、突発的に発生する災害に迅速かつ的確な対応を図るため、機動隊を中心に、高度な特殊技能を有する部隊を編成し、有事即応体制を構築している。

また、都内で発生する災害はもとより、東日本大震災、令和6年能登半島地震、トルコ・シリア地震など、国内外を問わず発生する大規模災害にも部隊を派遣し、救出救助活動等を行っている。

以上のとおり、大規模災害が発生すれば迅速かつ的確な対応が求められているほか、首都直下地震の発生が懸念される状況であることから、ドローン等の先端技術も活用しつつ、災害対策資機材の充実及び高度化を図るなど、災害対応能力を強化する必要がある。

- (2) 全国的な災害の激甚化・頻発化に伴い、回転翼航空機の広域的な運用を実施していくこととなったところ、東日本大震災や令和6年能登半島地震などの震災発生時には、現地の被災状況を迅速に把握する手段として回転翼航空機が極めて有用であることが改めて認識された。

しかし、回転翼航空機は現有機体と異なる型式の機体が配備された場合、操縦士や整備士の教育訓練等のために予算と期間を必要としており、運用に間隙が生じるおそれがあることから、既に操縦が可能な現有機体と同型式の機体が配備されることが望ましい。

回転翼航空機の迅速かつ的確な運用を確保するため、現有機体と同型式で操縦可能な機体の配備等柔軟な調達が必要である。

- (3) 近年、いつ発生してもおかしくない指摘されている首都直下地震等の自然災害発生時において、緊急自動車専用路及び緊急交通路の早期確保に向けた道路状況等を確認する際、道路崩壊や土砂崩れによる不整地路面において優れた走行性能を発揮するオフロードバイクが必要不可欠である。

また、令和6年能登半島地震において広域緊急援助隊を派遣した際、石川県警の部隊員とともに、オフロードバイクを使用して被災した道路の被害状況や渋滞状況を確認し、その状況を現地の交通指揮本部に映像伝送するなど、被災地の各種交通対策に大いに貢献したことから、今後の大規模災害等に万

全の備えをするため、オフロードバイクの配備を充実させる必要がある。

- (4) 警視庁における110番通報の受理は、23区内及び島しょ部からの通報を受理する本部指令センター（警視庁本部庁舎4階、千代田区霞が関）と多摩地区からの通報を受理する多摩指令センター（警視庁多摩総合庁舎4階、立川市緑町）の2か所で行っており、管轄警察署、警ら用無線自動車及び地域警察官への無線指令も併せて行っている。

大規模災害等の発生により、警視庁本部庁舎又は警視庁多摩総合庁舎のどちらか一方が倒壊するなどして機能不全となった場合は、もう一方の指令センターにおいて、警視庁全域からの110番通報の受理と無線指令を行うこととしているところ、通報した際の接続先（警視庁の場合は、本部指令センターと多摩指令センター）や、これを変更するために要する時間については、通報者に回線を提供している電気通信事業者の設定、設備、体制等に左右されることから、間隙のない切替えを実現させることが必要である。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 首都直下地震、富士山噴火に伴う首都圏広域降灰、風水害等の大規模災害に係る危機管理体制を強化するため、災害対策資機材の充実及び高度化を図ること。
- (2) 回転翼航空機の迅速かつ的確な運用に間隙を生じさせないため、回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。
- (3) 道路崩壊や土砂崩れ等による不整地路面での走行が可能なオフロードバイクの配備について検討すること。
- (4) 平時から大規模災害等に備え、新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用するため、可能な限りの方策を総合的に検討するほか、110番通報の接続先を変更させる必要が生じた際における間隙のない切替えを実現させるため、機器の整備を行うとともに、電気通信事業者に対し、大規模災害発生時等において切替えが確実にできる態勢の確保を求めること。

#### 4 薬物乱用根絶等に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

- (1) 薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 薬物再乱用防止対策を推進するための財源を確保すること。

##### <現状・課題>

都内における薬物事犯の検挙人員は、平成 17 年をピークに漸減傾向にあったものの、平成 26 年から増加に転じた。令和 7 年中は、2,910 人と前年比で増加しており、依然として根強い薬物の供給・需要実態が認められる。

大麻事犯をめぐっては、検挙人員が増加傾向にあることに加え、30 歳未満の若年層が 7 割以上占めているなど、極めて深刻な事態となっている。

警視庁では、大麻等の薬物乱用防止の周知・広報を目的とする視聴覚 DVD を作成し、各警察署に配布するとともに、YouTube 警視庁公式チャンネル内で公開している。

昨今の大麻に関する誤った情報が流通している状況を踏まえ、大麻に特化した啓発資料「No More 大麻」を警視庁ホームページや SNS 等に掲載するほか、学校や企業を対象として、リモートを用いた薬物乱用防止講座を実施するなど、各種広報啓発活動を推進している。

さらに、令和 6 年における全国統計では、覚醒剤事犯検挙被疑者の約 7 割が再犯者であるという現状を踏まえ、捜査が終了した被疑者等に対し、薬物再乱用防止のための相談・治療機関等の情報提供や、唾液による簡易薬物検査キットを活用した薬物再乱用防止対策を実施している。

これは、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）及び「再犯防止推進計画（平成 29 年閣議決定）」において、再犯の防止等に関し、地域の状況に応じた施策策定等が地方公共団体の責務と規定された上、令和 6 年 3 月には「東京都薬物乱用対策推進計画」が改定され、薬物問題を抱える人への相談・支援体制の充実等が規定されたことによるものである。よって、国、都及び区市町村並びに相談機関、医療機関、自助活動を実施している民間機関等との連携を一層強化し、薬物再乱用防止対策の推進を図る必要がある。

また、関係機関と連携した研修会を積極的に推進していくとともに、若年層を対象とした広報啓発活動及び関係機関の専門家等による薬物依存症に関する普及啓発講演等の充実を図る必要がある。

##### <具体的要求内容>

- (1) インターネットや SNS 等を中心とした幅広い層が視聴するメディアを活用し、違法薬物の危険性・有害性を周知させる広報啓発活動の推進を図ること。
- (2) あらゆる薬物再乱用防止対策の充実に向けた財源を確保すること。

## 5 子供・女性等の被害防止及び少年の非行・被害防止に向けた対策 の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

- (1) 子供・女性等を犯罪から守るため、各種広報啓発活動を推進すること。
- (2) 少年の非行・被害防止対策を強化するため、各種広報啓発活動を推進すること。

### <現状・課題>

都内におけるストーカー・DV等の人身安全関連事案に係る相談等の受理件数は、増加傾向にあるほか、昨年は、元交際相手とのトラブルを相談中の女性が殺害される事件が発生しており、依然として厳しい情勢が続いている。

また、少年を取り巻く情勢は、刑法犯少年の検挙・補導人員が令和4年から4年連続で増加していることに加え、少年が匿名・流動型犯罪グループの人的供給源となり犯罪に加担する事案が発生しているほか、「トー横」等繁華街にい集する少年が売春等によって金員を得るなど、少年の規範意識の低下が懸念されており、憂慮すべき情勢にある。

近年、女性がホストクラブの売掛けを背景に性風俗店等での稼働を強いられる事案や児童虐待など、子供や女性の尊厳を著しく踏みにじり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼす事案が発生しているほか、繁華街において、少年への有害なサービスの提供や過量服薬、いわゆる「オーバードーズ」等が社会問題化している。

- (1) 警視庁では、ストーカー・DV等の人身安全関連事案はもとより、子供・女性に対する犯罪に対し、各種法令を適用した厳正な取締りを行っているほか、「登下校防犯プラン」に基づいた通学路等における子供の安全確保のための対策や令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」に基づく支援などの各種対策を推進している。

これらの問題に対しては、社会の変化を見極めながら、子供や女性をはじめとする都民・国民の生命、身体及び財産の保護の観点から、積極的に対策を講じるとともに、警察のみならず行政機関、民間団体及び業界団体等と連携した広報啓発活動を推進する必要がある。

- (2) 警視庁では、少年の福祉を害する犯罪その他少年に有害な環境に係る犯罪の取締り、被害少年の発見・保護、インターネット上の違法情報・有害情報の把握をはじめとする、少年を取り巻く有害環境対策を推進している。特に児童売春、児童ポルノの製造等の子供の性被害に係る対策については、令和4年5月に犯罪対策閣僚会議において策定された「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、関係機関・団

体等と連携した諸対策を推進している。

少年の非行・被害防止対策については、少年を取り巻く環境の変容を鋭敏に察知し、警察のみならず行政機関、民間団体及び業界団体等と連携し、少年とその保護者に対し効果的かつ時宜を得た広報啓発活動を総合的に展開する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) ストーカー・DV、児童虐待等の人身安全関連事案対策をはじめ、ホストクラブ等の売掛金等に起因する違法行為等の被害防止対策、通学路等における子供の安全確保対策など、子供や女性を犯罪から守るための各種広報啓発活動を行政機関、民間団体及び業界団体等と連携して推進すること。
- (2) インターネット・SNS等を中心としたメディアを活用し、少年を犯罪に加担させないための各種広報啓発活動を行政機関、民間団体及び業界団体等と連携して推進すること。

## 6 特殊詐欺の被害防止に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

- (1) 固定電話番号や国際電話番号といった犯行ツールへの対策に係る各種事業者に対する指導監督を強化すること。
- (2) 預貯金口座対策に係る金融機関及び暗号資産交換業者等に対する指導監督を強化すること。
- (3) 特殊詐欺の被害防止に向けた広報啓発活動及び被害防止機器を充実強化すること。

### <現状・課題>

特殊詐欺は、被害者を言葉巧みにだまして財産を奪う卑劣な犯罪であり、その被害は都内だけでなく全国的に発生し、若年層を含む現役世代にも拡大していることから、都民・国民の体感治安に影響を及ぼす大きな要因となっている。

犯行ツール面において、特殊詐欺犯行グループに固定電話番号を提供している悪質な電話転送サービス事業者の保有する在庫番号を一括利用停止する取組が進められているところであるが、現行の法制度では届出が提出されていれば、卸元通信事業者（キャリア）から悪質な電話事業者に上限なく固定電話番号が提供されているため、関連省庁や電気通信事業者が連携し、電話転送事業を現行の届出制から許可制にするなど、法制度の検討が必要となっている。

また、インターネットバンキング等を悪用し、限度額を解除させた上、他人と接触することなく繰り返し送金させるなど、被害が高額化する傾向にあることから、金融機関等に対してモニタリング強化や利用限度額の見直しについて働き掛ける必要がある。

さらに、犯人からの電話に出ないための対策として、最新の手口や手段などを都民・国民に対して広く周知するため、影響力の大きい全国放送テレビ局、ラジオ等の主要メディア及びSNS等を活用した大規模な広報啓発活動の継続が必要であるほか、物理的に詐欺被害を防止するため、「国際電話番号ブロックシステム」を搭載したデジポリス、「自動通話録音機や迷惑防止機能付電話機、迷惑電話拒否装置」をはじめとする「特殊詐欺被害防止機器」等の普及促進、サポート詐欺をはじめとする架空料金請求詐欺被害から守るため、引き続き携帯電話機へのセキュリティソフトの導入等を図る必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 令和7年5月、改正電気通信事業法が公布され、「卸先電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること」や「一定以上の番号数を提供する場合には、卸先電気通信事業者の役務継続性を見込みを確認すること」が卸元電気通信事業者に義務付けられたことから、施行後、

厳格な審査が行われ、必要に応じて更なる基準を設け、悪質な電話転送サービス事業者を早期発見・排除する仕組みを構築すること。

(2) 関連省庁が連携し、金融機関に対する預貯金口座のモニタリング強化やATMやインターネットバンキングにおける振込制限等の基準の見直し、暗号資産交換業者や証券業協会等に対するモニタリングの実施要請等により、指導監督の強化を図ること。

(3) 幅広い世代に対して、マスメディアはもとより、インターネット上のポップアップ広告やSNS等を活用し、特殊詐欺の最新の手口を、迅速かつ的確に周知すること。

また、特殊詐欺の犯罪を敢行する匿名・流動型犯罪グループの悪質性や違法性を広く周知し、社会全体で排除するという気運を醸成するための広報啓発活動を推進し、特殊詐欺に対するリテラシーの向上を図ること。

あわせて、物理的に特殊詐欺の被害を防止するため、国際電話番号ブロックシステムを搭載したデジポリスや発信者番号表示サービス等の更なる普及促進を図るほか、高齢者のみならず、全世代宅に設置する「特殊詐欺被害防止機器」、携帯電話機等へのセキュリティソフト導入に対する補助制度の導入を引き続き検討すること。

#### 参 考

【令和7年中の特殊詐欺被害状況】(SNS型投資・ロマンス詐欺被害を除く)

都内	認知件数	4,350件(前年比+856件、+24.5%)
	被害額	約281.5億円(前年比+約128.4億円、+83.8%)
全国	認知件数	27,758件(前年比+6,715件、+31.9%)
	被害額	約1,414.2億円(前年比+約695.4億円、+96.7%)

## 7 サイバーセキュリティ対策の充実・強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を推進するために必要な財源を確保すること。

### <現状・課題>

デジタル化の進展等に伴い、サイバー空間は、全国民が参加する重要な社会経済活動の基盤となる公共空間として、その重要性を一層増している。

こうした中、警察庁公表の「令和7年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」(令和8年3月12日警察庁広報資料)によれば、

- 令和7年中の警察によるサイバー犯罪の検挙件数が前年より増加
- 警察庁が国内で検知した、サイバー空間における探索行為等とみられる不審なアクセス件数が高水準で推移
- 感染すると端末等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを復号する対価(金銭又は暗号資産)を要求するランサムウェア被害の報告件数が高水準で推移

等しており、更には、実在のサービス等をかたって個人情報等を詐取するフィッシングについても、フィッシング対策協議会が受けた令和7年の報告件数が、過去最多であるほか、インターネットバンキングに係る不正送金事犯は、発生件数及び被害額が前年より増加した。

特に、被害額については過去最多となり、サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いている。

こうした情勢の中、サイバー犯罪による被害を防止し、サイバー空間の安全を確保するためには、警察による取組のみならず、インターネットを利用する国民一人一人のサイバーセキュリティ意識の向上と民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進が不可欠となっている。

警視庁では、各警察署による管内住民への広報啓発活動や、都内全ての区市町村、商工会議所等と締結した協定に基づく中小企業支援等、サイバー犯罪被害の防止を目的とした広報啓発活動等を強力に推進している。

しかし、サイバー空間には都道府県の境がなく、社会全体のサイバーセキュリティ意識の向上には、都民のみならず、国民全体への波及効果がある広報啓発活動等を積極的に推進していく必要がある。

### <具体的要求内容>

国民のサイバーセキュリティ意識を更に醸成するため、

- グッズやポスター等の視覚に訴える広報啓発用アイテムの制作
- サイバー犯罪の手口や基本的対策等を分かりやすく解説した啓発用映像の制作及び当該映像を広く国民の目に触れるトレインチャンネルや街頭ビジョンで放映するほか、各種広報媒体を活用した大規模な広報啓発イベ

ントを開催

- 中小企業のシステム担当者等を対象としたサイバーセキュリティセミナーや経営者層に自発的な対策の実施を促すことを目的とした Web セミナーの実施
- 脆弱性のある機器を使う企業等への注意喚起を行うための資機材の配備

等のサイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動を強化・推進するために必要な財源を確保すること。

## 8 先端技術を活用した警察活動の高度化及び業務の合理化【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

A I 等の先端技術を導入し、警察活動の高度化を図るとともに、業務の合理化による職員の業務負担を軽減すること。

### <現状・課題>

近年、治安課題が著しく専門化、高度化、広域化、国際化する一方で、少子高齢化・人口減少等の進行により、社会構造が変化し、警察官の採用情勢も厳しさを増すなどしている状況である。

こうした中、警視庁では、要保護者の体調確認を補完するため、警察署の保護室にリモートセンサーを設置し、身体異常を検知して確実な生命身体の保護を図る取組を実施している。

また、A I による解析システムを導入した災害現場での迅速な救助活動の支援をはじめ、各種警察活動にA I の導入を試みているところであるが、直面する各種重要課題に的確に対処することができる組織であり続けるためには、A I 等の先端技術を積極的に導入し、警察活動のみならず、警察事務にも展開するなど、業務の更なる効率化・合理化を推進していく必要がある。

今後もA I などの技術革新の動向を捉えつつ、先端技術の利活用を促進し将来を見据えた首都東京の治安を維持していくことが必要不可欠である。

### <具体的要求内容>

- (1) A I 利活用基盤を構築するための性能の高いサーバーを整備するなど、先端技術を導入するために必要な財源を確保すること。
- (2) 上記のほか、犯罪の検挙、防犯、警戒警備等に資するデジタルツールの充実強化を図ること。

## 9 特例施設占有者に対する権限行使の義務化

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

特例施設占有者の権限行使を義務付けること。

### <現状・課題>

令和7年の拾得物取扱件数は約454万件となり、前年と比べ3.0%増加し過去最多となった。

拾得物取扱件数は、新型コロナウイルス感染症により令和2年から3年まで一旦減少したものの、令和4年以降は、インバウンドの増加等の影響を受けて再び増加に転じ、今後も更なる増加が見込まれる。

このため、遺失物業務に係る事務の見直し等を実施することが当庁の課題となっており、とりわけ、施設占有者からの届出が全拾得物の約8割以上を占め、そのうち特例施設占有者（鉄道、バス及び航空等）が約5割を占めている。

特例施設占有者は、拾得物を自ら保管し、返還等ができることとされているが、そのほとんどは、これによらず警察署に提出している状況であり、警察署の大きな負担となっている。

### <具体的要求内容>

特例施設占有者に対し、遺失物法（平成18年法律第73号）において拾得物の保管、返還等の一連の手続を原則義務付けるなどの制度改正を行うこと。

## 10 外国人犯罪対策の推進

### (1) 不法就労対策の強化

(提案要求先 出入国在留管理庁・厚生労働省)  
(都所管局 都民安全総合対策本部・警視庁)

- (1) 不法就労などに係る偽装滞在者を発見、摘発するための入国審査、在留審査等を強化すること。
- (2) 外国人雇用状況の届出が適正になされるよう、関係機関が連携して実効性のある対策を行うこと。

#### <現状・課題>

- (1) 不法残留者は、令和8年1月1日現在、68,488人であり、前回同時期の調査に比べ、6,375人減少したが、令和7年の新規入国者数は、約3,918万人と過去最高を記録しており、今後も新規入国者数の増加が予想される中、不法残留者を発生・増加させないことがより重要となる。

また、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を悪用するなどして身分や活動目的を偽って在留許可を受けた偽装滞在者による、不法就労の増加が懸念されている。

こうした偽装滞在者は、不法入国者、不法残留者などの不法滞在者と同様に、公正な労働市場を侵害し、偽装滞在中に加担する雇用主やブローカーに不正な利益をもたらすばかりでなく、治安の悪化につながることから、不法滞在者対策と併せて偽装滞在者対策の強化が必要である。

- (2) 偽装滞在者や不法滞在者の多くが不法就労を行っていると言われており、現在、外国人の新規入国者が増加している中、不法就労を目的とする外国人入国者の増加も懸念される。こうした外国人を低廉な労働力として雇い入れ、不法就労を助長する悪質な雇用主が存在することから、不法就労を防止し、適正な雇用を推進する必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 不法に就労する偽装滞在者を発見、摘発するため、入国審査、在留審査、実態調査及び違反調査を強化すること。

また、事前のチェックを行うことで不法滞在中を企図する外国人の来日を未然に防止できるよう、電子渡航認証制度（JESTA）を着実に導入すること。

- (2) 外国人雇用状況の届出を怠ることや虚偽の届出を防ぐため、関係機関が連携して届出制度の周知を徹底し、悪質な違反者に対しては、厳正に対応するとともに、罰則の引上げや行政処分の導入など実効性のある対策を行うこと。

## (2) 留学生を受け入れる教育機関への指導強化

(提案要求先 出入国在留管理庁・外務省・文部科学省)  
(都所管局 都民安全総合対策本部・生活文化局・警視庁)

留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を行うとともに、留学生の所属する教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける法律を整備すること。

### <現状・課題>

留学生の中には、不法就労等、本来の入国目的から逸脱する者が依然として存在し、留学生の所属する教育機関の中には、不法就労を助長していると疑われかねないものも存在する。

現在、日本への留学生が増加傾向にあり、今後も、国の外国人留学生の戦略的な受入れの推進に伴い、留学生が更に増加することや、所在不明者や所在不明を理由とした除籍・退学者が多く発生していることなどが課題となっていることを踏まえ、今まで以上に留学生の適正な受入れ及び在籍管理を徹底する必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 留学生として、その本来の目的に合致した生活基盤を有しているか否かを確認するため、留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を関係機関が連携して行うこと。
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に基づき、留学生の在留管理を確実にを行うとともに、留学生の所属する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定めのある教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける実効性のある法律を整備すること。
- (3) 学校教育法に定められていない日本語教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を行うよう義務付け、国において指導監督できるよう法律を整備して、実態調査等を徹底すること。

## 4 国民保護事案に関する普及・支援の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・国家公安委員会・消防庁・外務省・防衛省)  
(都所管局 総務局)

- (1) 国民保護に係る事態を抑止するとともに、平素における情報収集や普及啓発を積極的に行うこと。
- (2) テロや武力行使に至らない不法活動等に対して、総合的に推進するための対処態勢を万全にするとともに、地方公共団体に必要な支援を行うこと。

### <現状・課題>

ミサイル攻撃に加えて、核兵器や生物・化学兵器の使用や武力行使に至らない不法活動など、様々な脅威が存在する。ロシアによるウクライナ侵攻は、首都の戦略的重要性を改めて認識する機会となった。人口が密集し、通信・電力等のインフラが集中する首都東京においては、これらの脅威が都民の安心・安全はもとより、国家機能の維持に死活的な影響を及ぼす。

また、世界各地でテロが発生しており、首都東京でテロが起きた場合には、都民にも甚大な被害が想定される。

こうした状況を踏まえ、国民等が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国民保護に係る事態に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

### <具体的要求内容>

#### (1) 平素の取組

ア 武力攻撃事態や緊急対処事態など国民の安全・安心に影響を与える様々な事態を抑止するため、国際社会と緊密に連携し、外交を含むあらゆる措置を講じること。

イ 武力攻撃事態や緊急対処事態及びそれらに発展する可能性にある事態に関して、常時かつ的確に情報収集を行うとともに、地方公共団体に対して必要な情報提供を行うこと。

ウ 国民に対して国民保護に係る各種事態のリスクや対応行動について普及啓発を行うとともに、国、地方公共団体が行う国民保護措置に関する理解を促進すること。あわせて、これら対応行動や措置を徹底するための全国規模の訓練を企画すること。

#### (2) テロや不法活動等に対する取組

ア テロ等の事案発生から緊急対処事態の認定に至るまで、国が総合的に対処する体制を整備し、地方公共団体と国との情報連絡体制やテロ発生時の連携内容を明確化すること。

イ 国は、武力行使に至らない武装工作員等による不法活動等を未然に防止

し、発生時に迅速かつ有効に対処するため、国・地方公共団体及び関係機関の連携枠組みを構築するなど態勢を万全にすること。また、地方公共団体が行う避難誘導などの国民保護活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行うこと。

## 5 地方消費生活行政に対する財政支援

(提案要求先 消費者庁)

(都所管局 生活文化局)

地方消費生活行政推進のため、地域の実情を踏まえた十分な財政支援を行うこと。

あわせて、地方自治体が対応しやすいよう事務手続きを簡素化すること。

### <現状・課題>

国は、地方消費生活行政の充実及び強化を図ることを目的とした「地方消費者行政強化交付金」について制度を見直し、令和8年度より新たな財政支援制度を開始したところである。これにより、最長で令和7年度までとされていた従前の「地方消費者行政強化交付金（推進事業）」による財政支援が、「地方消費者行政機能維持事業」として再編及び整理された。

しかしながら、制度見直し後においても、実施主体が限定され、活用期間が令和11年度末までとされるなど、平成29年度までと同様に、全ての区市町村が幅広い取組に対して定額で財政支援を受けられる機会が確保されるものになっていない。

このため、これまで充実させてきた消費生活相談事業や高齢者の見守りの取組など、地域の実情を踏まえた現行の取組の継続が困難になるおそれが解消できるとは言えない。加えて、民法改正による成年年齢の引下げ、インターネットやSNSの普及などの社会環境の変化に伴って次々と生じてきている新たな消費者被害に対する取組なども対応が難しくなる可能性があり、結果として地方消費生活行政の後退を招くことが危惧される事態に変わりはない。

また、「地方消費者行政強化交付金」制度は、年度内の取組に対する財政支援であるにもかかわらず、都道府県から各市区町村に対する支出を当該年度末までに行うよう求められていることから、例えば市区町村が第4四半期に支出した経費を対象とすることが日程的に容易ではなく、事業本来の趣旨を損なうおそれがある。さらに、国において、対象事業の実績報告や次年度の申請事務等に関して日程など事務手続の詳細が明示されないことなどから、都における計画的かつ効率的な事業管理に支障が生じ、期間内で事務処理を完了させることが極めて困難となっており、毎年度、対応に苦慮している。そしてこれらの結果、市区町村に対しても非常に短い期間での対応を求めざるを得ないなど、本制度の適切な執行に当たり、地方自治体は大きな負担を強いられている状況である。

### <具体的要求内容>

第5期消費者基本計画を鑑み、地方消費生活行政推進のために、地域の実情を踏まえ、平成29年度までと同等以上の十分な財政支援を行うこと。また、事務手続についても、支援対象である地方自治体にとって対応しやすいよう簡素化すること。

## 6 デジタル取引に関する消費者保護規制の強化

### 1 デジタル広告・オンライン取引における不当表示対策の高度化

(提案要求先 消費者庁)

(都所管局 生活文化局)

- (1) インターネット上のデジタル取引において、人の判断能力の脆弱性をついた不適正な手法が見られることから、デジタル技術の特性を踏まえ、消費者を保護するために必要な法令改正を速やかに実施すること。
- (2) あわせて、A I等のデジタル技術を活用した法執行体制の構築を進めること。

#### <現状・課題>

生成A Iをはじめとする技術の進展や取引環境の急速な変化により、デジタル広告及びオンライン取引は高度化・複雑化している。一方、現行の人手確認を前提とした監視・規制では迅速かつ網羅的な対応に限界がある。また、ダークパターンや解約妨害的慣行、複数主体が関与する広告構造に対し、責任整理や横断的規律が不十分であり、証拠保存や初動判断を支える共通基盤の整備も課題となっている。

#### (1) 消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害する新たな不当表示への対応

近年、虚偽や誇大といった従来型の不当表示に限らず、重要な情報の視認性を低下させる表示や消費者を心理的に焦らせて意思決定を急がせる表示等、不当表示には直ちに該当しないものの、消費者の合理的判断を阻害するいわゆる「ダークパターン」と呼ばれる表示・広告設計手法が拡大しており、より実効性のある対応が求められている。

#### (2) 広告作成に関与する主体の責任について

デジタル広告の作成においては、広告代理店、制作会社、アフィリエイト、インフルエンサー等が実質的に関与しているにもかかわらず、法律上の責任が広告主に限定され、抑止力が十分に機能していない。不当表示に対する抑止力や是正に向けた指導等を実効性のあるものとするため、実態を踏まえた責任の整理を行い、規制対象の適正化を図ることが不可欠である。

#### (3) 執行実務基盤の制度整備について

デジタル広告の高度化・複雑化に対し、従来の人的確認を前提とした監視・取締り手法では、迅速かつ網羅的な対応に限界が生じており、デジタル技術の特性を踏まえた新たな取締基盤の構築が求められている。

オンライン表示に係る証拠の保存・活用の在り方、複数法令が関係する事案における初動判断など、執行実務を支える共通制度・基盤についても整備が不十分である。

## <具体的要求内容>

### (1) 消費者の選択を阻害する表示手法への横断的規律

定期購入等が初期状態で選択済となっているなど重要な情報の視認性を低下させる表示を禁止するとともに、カウントダウンタイマーなど虚偽の緊急性を組み合わせ消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある表示・広告手法について、関係法令にもとづく横断的な考え方及び指針を整理すること。

併せて、SNS上のチャット機能等を通じて行われる勧誘・案内についても、その即時性、双方向性及び閉鎖性といった特性を踏まえ、表示行為と勧誘行為が連続・一体となって消費者の意思形成に影響を及ぼす実態を適切に反映した規制を導入すること。

### (2) デジタル広告における関与主体等の法的責任の明確化

デジタル広告の作成においては、広告代理店、制作会社、アフィリエイト、インフルエンサー等が実質的に関与しているにもかかわらず、法律上の責任が広告主に限定され、抑止力が十分に機能していない。

デジタル広告の作成に関与する事業者等についても、その役割に応じた法的責任を明確に示し、現行法下で責任を有する広告主に加え、虚偽・誇大な広告の作成、表示等の実務を担う事業者に対する規制を導入すること。

また、身元が不明確な事業者や、偽商品の広告などの不当広告の放置に関するプラットフォーム事業者の応分の責任を整理し、実効的な抑止力を確保すること。

### (3) 執行実務を支える共通制度・基盤の整備

デジタル広告の特性を踏まえ、オンライン表示に係る記録保存や活用のあり方を明確にするとともに、表示ログ等のデジタル証拠の保存、提供義務等の実効性の高い手法を導入すること。

また、AIやスクレイピング等の技術を広告監視・取締りに活用する手法について、国が主体的に広く整備・運用する枠組みを構築するとともに、その具体的手法に係る法的な位置付けや判断基準及び標準的運用ルールを明確化すること。

## 2 インターネット取引における不適正手法への包括的対応と消費者保護法制の強化

(提案要求先 消費者庁)  
(都所管局 生活文化局)

インターネット取引において、消費者の判断能力の脆弱性を突いた不適正な手法が見られることから、インターネット取引の特性を踏まえ、消費者を保護するために必要な法令改正を速やかに実施すること。

### <現状・課題>

近年、インターネット取引において、SNSのチャット機能やダイレクトメッセージを用いて消費者に接触し、継続的なやり取りを通じて消費者を意図しない契約締結へと誘導する事案が増加している。

#### (1) 取引実態と現行法との乖離

インターネット取引は、形式上は通信販売に該当するが、不意打ち性の高さという点で電話勧誘販売と類似している。また、広告・勧誘目的を告げずに、または著しく有利な条件を提示しオンラインセミナー等に誘導するインターネット取引は、訪問販売のキャッチセールスやアポイントメントセールスと類似している。

しかしながら、これらの取引については、現行法上は通信販売として整理されることから、勧誘規制やクーリング・オフ等の適用が及ばず、実態として消費者の意思形成に重大な影響を及ぼしているにもかかわらず、行政による指導・処分の根拠が限定的となっている。

#### (2) 広告・勧誘概念の不明確性と法執行上の支障

SNS上のチャットやダイレクトメッセージによる勧誘は、広告と勧誘、表示と交渉の区分が不明確であり、どの時点から規制対象となる「勧誘行為」に該当するかの判断が困難である。このため、法令適用の初動判断や立証に時間を要し、迅速・実効的な法執行が阻害されている。

### <具体的要求内容>

#### (1) 不意打ち性・誘引性・複雑性の高いインターネット取引に関する法令改正

電話勧誘販売や訪問販売等の勧誘規制に措置されている義務や禁止行為を、インターネット取引においても規定すること。具体的には、SNSのチャット機能やダイレクトメッセージを用いた取引について、威迫困惑等広告・勧誘の禁止、クーリング・オフの付与、不実告知等の誤認取消権の付与の対象となるよう、関係法令を改正すること。

また、広告と勧誘の区分が不明確となるインターネット取引において、消

費者が営業行為であることを十分に認識できないまま契約に至ることがないよう、契約に結び付ける意図をもって行われる行為について、販売目的明示義務の対象となるよう関係法令を改正すること。

(2) 法令改正に対応した法執行の円滑化及び実効性向上に係る支援

法令改正に伴う新たな制度・規律に的確に対応できるよう、都道府県職員に対する情報提供、助言及び研修制度の一層の充実を図るとともに、国・地方公共団体間の連携を強化すること。

## 7 霊感商法等による消費者被害の救済の実効化

(提案要求先 消費者庁)  
(都所管局 生活文化局)

- (1) 霊感商法等による消費者被害の救済のため、新法及び改正法に関する周知拡大に努め、消費者被害の未然防止の観点から注意喚起・情報提供を継続的に実施すること。
- (2) 新法及び改正法について施行状況を的確に把握し、今後予定されている見直しにおいて、より実効性ある内容とすること。

### <現状・課題>

霊感商法等による消費者被害に対応するため、国は新法「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」（令和4年法律第105号）の策定並びに消費者契約法（平成12年法律第61号）及び独立行政法人国民生活センター法（平成14年法律第123号）の改正を行い、令和5年1月に施行した。

新法は法施行後2年を目途として、改正法は施行後5年を経過した場合に施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、必要に応じて見直すものとしている。

都においても、都民の不安の払拭、消費者被害の発生及び拡大の防止を図るため、霊感商法等に係る注意喚起情報の継続的な発信や各種窓口での相談対応を行っているが、霊感商法等による消費者被害の防止及び救済の実効化を図るためには、関連法が適切に執行されることが必要である。

### <具体的要求内容>

- (1) 霊感商法等による消費者被害の救済のため、新法及び改正法に関する周知拡大及び消費者被害の未然防止の観点から注意喚起・情報提供を継続的に実施すること。
- (2) 新法及び改正法について施行状況を的確に把握し、今後予定されている見直しにおいて、より実効性ある内容とすること。

## 8 旧統一教会に係る都民の不安の払拭等のための適切な対応

(提案要求先 法務省・文部科学省)  
(都所管局 生活文化局・政策企画局)

旧統一教会について、都民の不安の払拭や被害者救済等のため、適切な対応を行うとともに、適宜必要な情報提供を行うこと。

### <現状・課題>

宗教法人世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対する解散命令について、東京高裁は令和8年3月、信者らに対し社会通念上相当な範囲の勧誘では達成できない数値目標を定めて献金や物品購入の勧誘を求めた、として即時抗告を棄却し清算人による清算手続きが開始されたところである。

一方、旧統一教会の清算手続き中においても宗教上の行為は妨げられないことから、都民から不安の声が寄せられることも考えられる。

都はこれまで、関係局による庁内連絡会議の下、消費生活や福祉、人権など、都民からの相談に対応するとともに、旧統一教会が令和4年4月多摩市内に取得した約6,300㎡の土地の利用について地域住民から不安の声が上がっていることから、多摩市等関係機関とも連携し対応してきた。

また、この度の即時抗告棄却を受け、庁内連絡会議を改めて開催し、今後も被害者からの相談等必要な対応を行っていくことを確認したところである。

国は、特定不法行為等被害者特例法に基づく指定宗教法人の清算に関する指針を令和7年10月に策定したところであるが、被害者救済を最優先に同指針を適用することはもとより、今後も都民の安全・安心な生活を確保するため、引き続き国の適切な対応が不可欠である。

### <具体的要求内容>

旧統一教会について、不安の払拭や被害者救済等のため、適切な対応を行うとともに、適宜必要な情報提供を行うこと。